

附 則
この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。

[Faint, mostly illegible text in the main body of the document]

東京都千代田区霞ヶ関3丁目4番地
電話・銀座(57)・5771~5779
5781~5785

本件についての照会・回答には必ず
上記書翰番号・月日を付して下さい。

濟

閣甲第一〇号

案 起

昭和二十五年三月二十日

内閣官房長官
上奏昭和二十五年三月二十日
施行昭和二十五年三月二十日
公布昭和二十五年三月二十日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

総理府事務官

外務大臣 角 田	逓信大臣 下 村	文部大臣 西 園	陸務大臣 磯 谷
農林大臣 高 橋	大臣 大 塚	逓信大臣 近 衛	陸務大臣 磯 谷
内務大臣 小 杉	大臣 大 塚	逓信大臣 近 衛	陸務大臣 磯 谷

別紙衆議院議長奏上の夏時刻法の一部

二

を改正する法律公布の件は奏上のとおり公
布を奏請することといたしたつ。

夏時刻法の一部を改正する法律をここに公
布する。

御名御璽

昭和十五年三月三十一日

内閣総理大臣

法律第三十九号

(奏上のとおり。)

内閣総理大臣

法務総裁

各省大臣

経済安定本部総裁

内閣

内

閣

を改正する法律公布の件は奏上りと爲り公
布を奏請するに付たし

夏時刻法の一部を改正する法律をここに公
布する

印

内閣府

法律

第...

内閣府

昭和二十五年三月二十九日
奏上り

国会は夏時刻法の一部を改正する法
律の公布を奏上いたします。

昭和二十五年三月二十九日

衆議院議長 幣原喜重郎



衆議院事務総長大池真



夏時刻法の一部を改正する法律

夏時刻法(昭和二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項中「四月」を「五月」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和五年一月二十四日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣總理大臣
官房總務課長

内閣總理大臣

法務總裁

林 國務大臣	森 國務大臣	鈴木 國務大臣	樺貝 國務大臣
磯田 國務大臣	稻垣 國務大臣	益谷 國務大臣	本多 國務大臣
池田 國務大臣	大隈 國務大臣	青木 國務大臣	増田 國務大臣
高瀬 國務大臣	小沢 國務大臣	末村 國務大臣	山口 國務大臣

別紙内閣總理大臣請議夏時刻法の一部を改正する法律案

法務部

25 / 24

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、
国会に提出せられてよいと認める。

法律案

呈案附箋の通り

夏時刻法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する

昭和十五年三月三日 衆

内閣総理大臣

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

内閣総理大臣

法務総裁

各府大臣

経済安定本部総裁

法務府法意閣第四号
昭和二十五年一月十九日

總審第二七七号

昭和二十五年一月十九日

内閣總理大臣

内閣總理大臣 殿

夏時刻法の一部改正について

夏時刻法の一部改正に關し、別紙改正法律案を添え、閣議をお願
いたします。

閣下

總理府

昭和二十三年

昭和二十三年

夏時刻法の一部を改正する法律

夏時刻法の一部を改正する法律

内閣府 大臣 官

内閣府 大臣 官

昭和二十三年一月十八日

法律第二十号

夏時刻法の一部を改正する法律

夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項中「四月」を「五月」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

総理 廳

夏時刻法の一部を改正する法律案

夏時刻法の一部を改正する法律

夏時刻法(昭和二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項中「四月」を「五月」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国民生活の实情にかんがみ、夏時刻の始期を五月の第一土曜日の午後十二時とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和二十三年四月二十一日

(2) 人口30万人以上の市に設置 無線電話

夏時刻法の一部を改正する法律案の提案理由説明書

夏時刻法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明致します。
現行夏時刻法は昭和二十三年より実施せられたのでありますが、昭和二十三年におきましては、立法の時期的關係上夏時刻は臨時に五月の第一土曜日より開始せられましたので、本則通り夏時刻が四月第一土曜日から始められましたのは、昨二十四年が始めてであります。すことは御承知の通りであります。

この夏時刻制度は、何分我国にとつて全く新しい試みでありましたので政府としまして、その成果には特に大なる関心をもちました。一昨年以來その実施の状況を種々調査検討して参つたのであります。その結果本制度の実施によりまして、日光活用による電力の節約その他国民生活の改善促進等所期の如ましい効果は勿論これを收め得たのであります。他方夏生活面において種々不都合な点

のあることも又明らかとなつたのであります。その主なるもののみをとり上げてみますと、大体に於いて夏時刻により、早朝の未明又は寒冷時に起床を余儀なくさるることに基づく生活上の支障でありませんが、これらを具体的に検討致してみますと、その不都合な点は概ね夏時刻の始まる四月に於いて、特に顕著なものであります。もしその始期を五月に改められたらば、その大部分は著しく緩和され得る性質のものと考えられるのであります。本制度実施後各方面で行いました世論調査の結果をみましても、大多数意見がその始期を一ヶ月遅らせることを希望していることは右の事情を反映するものと思われまます。

たゞ問題となりますのは、本制度の大きな狙いの一つである電力節約との関係であります。昨年夏時刻開始前後各一週間における実績調査によりますと、四月に夏時刻を実施したことによる電力の節約としては、殆ど見るべき効果は得られなかつたのであります。

すなわち最大電力においては一、一%の減少を見たが、電力量としてはむしろ〇、八%の増加という結果を示しているのであります。勿論これは昨年度のみ調査に基くものであり、且つ電力量の増減は、種々の事情の影響をうけるものでありますから、右の結果をもつて直ちに決定的判断の資料とはなし得ないのであります。なおこれにより四月の夏時刻実施と電力消費との關係について大体の傾向はこれを推知し得るものと考えます。なお四月は一般に雪どけのため水力電氣も増加し、電力の需給關係は年間を通じて最も緩和される時期に該当しているという事情もあるのであります。従いましてこれらの点を総合判断致しますと、夏時刻の開始時期を四月から五月に改めましても、電力節約の問題に關しては、さしたる悪影響はないものと考えられるのであります。

以上述べました理由により、政府としては、国民生活等の実情を考慮しつつ、しかも本制度の趣旨を充分活かして参りますため、こ

の際夏時刻の現行開始時期たる四月第一土曜日を五月第一土曜日に改めることとして、ここに本法律案を提案致した次第であります。何率慎重御審議の上速かに可決あらんことを希望致します。

夏時刻法の一部を改正する法律案

夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項中「四月」を「五月」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国民生活の实情にかんがみ、夏時刻の始期を五月の第一土曜日の午後十二時とする必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

(参考資料)

夏時刻法

(昭和二十三年四月二十八日
法律第二十九号)

第一條 毎年四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻(夏時刻)を用いるものとする、但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日(日曜日)は二十三時間をもつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間をもつて一日とする。夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時間をもつて一日とする。

第三條 この法律の施行に關し、時間の計算に關する他の法律の規

定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

附 則

この法律は、公布の日からこれを施行する。
 この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の第一條及び第二條において「四月の第一土曜日」とあるのは、五月の第一土曜日（五月一日）」とする。

表 1 各地の日出日入時間 (昭和25年 1950)

月 日	根 室		札 幌		函 館		青 森		盛 岡	
	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入
4. 1	H 5 02 m	H 17 43 m	H 5 18 m	H 18 00 m	H 5 22 m	H 18 01 m	H 5 22 m	H 18 00 m	H 5 21 m	H 17 58 m
5. 1	H 4 12 m	H 18 18 m	H 4 30 m	H 18 34 m	H 4 35 m	H 18 34 m	H 4 37 m	H 18 32 m	H 4 37 m	H 18 28 m

月 日	仙 台		宇 都 宮		東 京		新 潟		長 野	
	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入
4. 1	H 5 23 m	H 17 59 m	H 5 28 m	H 18 02 m	H 5 29 m	H 18 02 m	H 5 31 m	H 18 06 m	H 5 35 m	H 18 09 m
5. 1	H 4 41 m	H 18 27 m	H 4 48 m	H 18 28 m	H 4 50 m	H 18 27 m	H 4 49 m	H 18 34 m	H 4 55 m	H 18 35 m

日	静 岡	名 古 屋	福 井	大 阪	岡 山
---	-----	-------	-----	-----	-----

月日	日		日		日		日		日		日			
	H	m	H	m	H	m	H	m	H	m	H	m		
4, 1	5	35	18	07	5	41	18	13	5	43	18	16	5	53
5, 1	4	59	18	31	5	02	18	37	5	04	18	41	5	15

月日	松江		広島		高知		福岡		熊本			
	H	m	H	m	H	m	H	m	H	m		
4, 1	5	56	18	29	5	55	18	26	6	08	18	38
5, 1	5	17	18	53	5	19	18	48	5	31	19	01

月日	鹿兒島	
	H	m
4, 1	6	08
5, 1	5	34

表 2

北海道大分川丁観候気温(起)時刻

月	札幌	釧路	室蘭
4月	0.1 ^{°C}	5.1 ^時 12 ^分	4.42 ^時
5月	4.8	4.00	4.24
6月	10.0	4.12	4.12

表3

夏時刻前月平均値

年	青森		仙台		新潟		関東		名古屋		大阪		広島		高知	
	5	6	5	6	5	6	5	6	5	6	5	6	5	6	5	6
23	4.2	5.8	6.4	6.7	8.3	8.6	10.7	10.7	8.8	9.7	10.2	10.4	9.8	9.6	12.0	11.8
24	9.3	11.0	11.7	12.7	13.0	13.9	14.6	15.1	13.6	13.9	14.5	14.8	12.7	12.8	15.4	15.5

年	福岡		鹿児島	
	5	6	5	6
23	11.0	11.0	12.3	12.1
24	13.5	13.6	15.1	15.2

表4

夏時刻開始並びに終了の前後に於ける電力消費実績比較

年	夏時刻開始の前後	電力消費 (MWh)			最大電力 (MW)		
		夏時刻(A)標準時(B)	差引(C)	%	夏時刻心標準時(D)	差引(E)	%
23	開始の前後	90,007.1	23,356	2.5	4,251.0	117.0	2.7
23	終了の前後	84,546.9	2,337.6	2.77	3,977.4	267.6	5.0
24	開始の前後	101,976.7	-9,631	-0.8	4,904.1	53.0	1.1
24	終了の前後	94,509.3	4,208.8	4.5	4,680.3	236.3	5.0

註 1. 昭和23年度は本州及び九州の合計。昭和24年度は全国の合計である。

2. 統計の範囲は日発及び既電その他を含む。

3. 夏時刻前後各一週間の一日平均の値である。

昭和24年度月別水力発電電量(全国11W) 日本発電電調査

月	上段計自然流水発電電量	
	数字	下段
1 月	2,092,240	2,343,630
2 月	2,513,910	2,233,640
3 月	1,959,500	2,682,890
4 月	2,274,140	3,478,450
5 月	2,492,090	3,573,940
6 月	1,900,800	3,374,260
7 月	3,383,620	3,406,280
8 月	3,459,590	2,927,440
9 月	1,143,550	3,118,040
10 月	3,260,440	3,140,960
11 月	1,138,220	2,814,250
12 月	3,295,990	2,581,300

Bill for partial amendment
to the Summer-Time Law

The Summer-Time Law (Law No. 25, 1948) shall be partially amended as follows :

In Article 1 and Article 2 paragraph 1, "April" shall be amended as "May".

Supplementary Provision :

This Law shall come into force as from the day of its promulgation.

Reason :

In view of the actual state of national life, it is necessary to alter the beginning of summer-time to 12 p.m. of first Saturday of May.

This is the reason for submission of this bill.

夏時刻法の一部改正について

(三五・一・一三)
内閣審議室

一、わが國は夏時刻法（昭和二十三年四月二十八日法律第二十九号）に基き、昭和二十三年以来既に二回に亘つて夏時刻制度を実施して来た。すなわち昭和二十三年は五月一日から九月十二日まで、翌昭和二十四年は四月二日から九月十一日までこれを実施したが、この夏時刻制度については、各方面から各種の批判が出てお^{いる}るが、労働組合からも政府に對し陳情が提出されていることは、既に律令令部~~に於いて~~も御承知の通りで、今更贅言を要しないところであらう。今試に其の非難の主なもの为例示すれば次の通りである。

(イ) 朝は夏時刻によつて一時間早く起床するが、夜は従来の習慣により、標準時の時と同じ頃に就寝する為、睡眠時間が不足して疲労する。

(ロ) 朝は日出前未明に起きなければならず、この為^に却て朝から

したがつて四月から夏時刻を実施すると、北海道では最も寒い時
 間に起きなければならぬことになる。その為朝電燈をつける外
 暖房をたかなければならず、国民の保健上、家庭経済上重大な影
 響を及ぼすこととなる。これらの点は始期を五月とすることによ
 つて相当緩和されるものと思われる。昨年五月北海道廳で行つ
 た住民の世論調査の結果を見ても、五月からを希望するものが圧
 倒的に多かつた。又同年四月七日日五が札幌が^で行つた夏時刻に
 関する街頭録音でも、家庭主婦から「朝寒くて困る」との声があ
 り、「夏時刻はせめて五月からにしてほしい」との住民の切実な
 要望があつた。
 因に日本人には日常生活上の適温として少くとも攝氏八度以上を
 要する。

総
理
府

	4 月	10 月	12 月
札幌	0.1 °C	4.8 °C	10.0 °C
野幌	0.2 °C	4.0 °C	10.5 °C
札幌	0.0 °C	2.5 °C	10.0 °C
函館	4 °C	4 °C	4 °C

道
廳
報

四 夏時刻法改正について最も問題となるのは電力問題である。
 元来この制度は電力を節約する目的を以て總司令部経済科学局電力班のサチエストにより実施されたものである。そこで、上述の如く夏時刻の始期を一月遅らせるとしても、その間どの程度の電力節約が出来なくなるかということ調べてみる事が是非必要である。

イ) この点に関し資源廳電力局で調べた過去二回の夏時刻制実施の結果を見ると次の通りである。

表	回数	%	削減率
昭和49年	40	2	—
昭和48年	2	—	—
昭和47年	2	—	—
昭和46年	2	—	—
昭和45年	2	—	—
昭和44年	2	—	—
昭和43年	2	—	—
昭和42年	2	—	—
昭和41年	2	—	—
昭和40年	2	—	—
昭和39年	2	—	—
昭和38年	2	—	—
昭和37年	2	—	—
昭和36年	2	—	—
昭和35年	2	—	—
昭和34年	2	—	—
昭和33年	2	—	—
昭和32年	2	—	—
昭和31年	2	—	—
昭和30年	2	—	—
昭和29年	2	—	—
昭和28年	2	—	—
昭和27年	2	—	—
昭和26年	2	—	—
昭和25年	2	—	—
昭和24年	2	—	—
昭和23年	2	—	—
昭和22年	2	—	—
昭和21年	2	—	—
昭和20年	2	—	—
昭和19年	2	—	—
昭和18年	2	—	—
昭和17年	2	—	—
昭和16年	2	—	—
昭和15年	2	—	—
昭和14年	2	—	—
昭和13年	2	—	—
昭和12年	2	—	—
昭和11年	2	—	—
昭和10年	2	—	—
昭和9年	2	—	—
昭和8年	2	—	—
昭和7年	2	—	—
昭和6年	2	—	—
昭和5年	2	—	—
昭和4年	2	—	—
昭和3年	2	—	—
昭和2年	2	—	—
昭和1年	2	—	—

① 貴大臣が「貴大臣が」

(昭和49年4月1日)

電 力 回 答	電 力 回 答	電 力 回 答	電 力 回 答	電 力 回 答	電 力 回 答
10	1	1	1	1	1
13	13	13	13	13	13
20	20	20	20	20	20
50	50	50	50	50	50

昭和23年度は本州及九州の合計、昭和24年度は全日本の合計である。
 統計の範囲は日米及び残存を念じ、
 夏時刻前後各一週間の一日平均の数値である。

夏時刻開始並に終了の前後の実績比較

	電 力 量 (MWH)			最 大 電 力 (MW)		
	夏時刻(A) 標準時(B)	差引(B-A)	%	夏時刻(C) 標準時(D)	差引(D-C)	%
23年 開始の前後	90,007	9,234,27	2,335.6	42,510	4,368.0	117.0
23年 終了の前後	84,546.9	8,688.42	2,337.3	39,714	4,179.0	207.6
24年 開始の前後	101,976.7	10,121.38	-763.9	49,044	4,957.1	53.0
24年 終了の前後	94,509.3	9,871.81	4,208.8	46,803	4,916.6	236.3

1. 昭和23年度は本州及九州の合計、昭和24年度は全日本の合計である。
2. 統計の範囲は日米及び残存を念じ、
3. 夏時刻前後各一週間の一日平均の数値である。



1. 昭和二十三年夏は、昭和二十二年夏に比し、電力消費量が約10%減少した。これは、電力局の節電指導によるものと推定される。
 2. 昭和二十三年夏は、昭和二十二年夏に比し、電力消費量が約10%減少した。これは、電力局の節電指導によるものと推定される。
 3. 昭和二十三年夏は、昭和二十二年夏に比し、電力消費量が約10%減少した。これは、電力局の節電指導によるものと推定される。

年次	夏期 の 推定	電力消費量 (kWh)			最大電力 (kW)			
		(A) 節電 率	(B) 削減 率	(C) 削減 率	(D) 削減 率	(E) 削減 率	(F) 削減 率	
23年	推定	80,000	85,350	53,320	2.2	8,920	11,500	2.1
24年	推定	84,200	88,850	53,350	2.5	9,110	11,500	2.0
25年	推定	101,800	101,900	49,300	0.8	10,400	12,500	1.1
26年	推定	84,200	88,850	53,350	2.2	8,920	11,500	2.1

夏期電力消費量の推移と削減率の推移

これによると、昭和二十三年は、実施当初電力消費量を最大電力と共に
 夫々二・五%及び二・七%の減少を示している。しかしこれは
 (電力局から経済科学局へ提出した一九四九年三月二十二日付の報
 告が説明しているように) 五月に行われた電力割当量の減少を考
 慮に入れなければならぬ。これを計算に入れると、夏時刻実施
 による電力消費量の節約は〇・五%と推定される。
 更に重要なことは、昭和二十三年に夏時刻が実施されたのは、五
 月一日からであつて、四月からではなかつたことである。四月か
 ら夏時刻を実施したのは昭和二十四年が始つてあるが、その実
 績を見ると、実施当初電力消費量はかえつて〇・八%の増加を示し僅か
 に最大電力において一・一%の減少を見せているだけである。

電力局
 昭和二十三年

直轄電力 (WM 国全) 量電券比米限月息平々味味

電券水原一野六 字燈
電券水原一野六

2,343,930	042,590.2	月1
046,332,940	093,122.1	月2
099,886,890	090,090.0	月3
024,870.3	056,383.0	月4
099,372.3	020,290.0	月5
024,790.0	040,440.0	月6
090,000.0	090,000.0	月7
040,769.6	090,290.0	月8
040,811.3	014,799.2	月9
060,041.3	025,190.0	月10
026,418.6	008,878.2	月11
00,000.0	042,282.2	月12

(一) 更に日本の石炭事情、電力事情も現行夏時刻法を制定した二年前よりははるかに好轉していることも併せ考ねばならない。

(五) 前述の如く夏時刻は昭和二十三年には五月一日から実施昭和二十四年に始て四月から実施されたのであるが、同年政府は特に總理府令を以て四月一杯政府職員の執務時間を三十分繰下げた。その際政府は、内閣官房長官談を以て、現行夏時刻法は國民生活の實際に添わない点も若干あるので、政府においても國會と共に根本的に再検討する積りであるが、今回は改正の手續が遅れたため、臨時特例として政府職員に對し右の措置を取つた旨發表した。

(六) 以上述べた如く、現行夏時刻法は一般にその始期尙早なりとして非難されているが、若しこれを一ヶ月遅らせて五月から実施すれば、余程國民生活に及ぼす各種の支障を除去し、國民生活の實際に關することとなり、しかも他方その為に電力の節約にさしたる

總理府

職員	職員	職員	職員	職員
年	年	年	年	年
233	510	20	312	102
13	319	199	102	

(イ) (イ)

職員家庭電力節約実施状況 (通信) 昭和二十一年五月調査

経済安定本部
一九四九年五月調査

職員家庭電力は節約されたかどうか

電力消費量が夏時刻実施前より減少したものの
七八人

電力消費量が夏時刻実施前より増加したものの
二二〇人

電力消費量が夏時刻実施前と実施後と変りないもの
六〇人

不明
三七人

回答をなすもの
八二二

と存っており、電力消費量が夏時刻実施前より増加した
ものも減少したといふもの約三倍になつてゐる。

(ロ)

